

千曲川河川事務所  
信濃川河川事務所  
信濃川下流河川事務所

記者発表資料

平成25年4月30日

取り扱い 本日16時以降解禁

## 信濃川水系河川整備計画の策定に向けて 地域の皆様のご意見を募集します

～信濃川水系河川整備計画原案についてご意見をお寄せ下さい～

国土交通省北陸地方整備局では、「信濃川水系河川整備計画」策定に向けた取り組みを進めているところです。

このたび、「信濃川水系河川整備計画（原案）」を作成したので、皆様より広くご意見をいただくため、平成25年5月7日～平成25年6月7日の間、ハガキ・インターネット・FAXによる意見募集を行います。

また、長野県内4会場、新潟県内7会場で開催する住民懇談会につきましても、あわせてお知らせします。

詳細については、別紙をご覧ください。

### 【同時発表】

長野市政記者クラブ  
長野県庁会見場  
新潟県政記者クラブ  
市政記者クラブ(新潟)  
新市政記者クラブ(新潟)  
長岡市政記者会  
週旬刊記者会(長岡)  
三条市記者室  
十日町市記者クラブ  
業界紙

### 【問い合わせ先】

(上流部に関すること)  
千曲川河川事務所  
副所長(技術) 山田 幸男  
調査課長 吉田 俊康  
代表 026-227-7611

(中流部に関すること)  
信濃川河川事務所  
副所長(技術) 白井 正己  
調査課長 望月 貴文  
代表 0258-32-3020

(下流部に関すること)  
信濃川下流河川事務所  
副所長(技術) 増田 孝幸  
調査設計課長 内藤 和久  
代表 025-266-7131



国土交通省

## 「信濃川水系河川整備計画（原案）」に対する意見募集について

平成25年4月30日発表

国土交通省北陸地方整備局では、信濃川水系（大臣管理区間）の①洪水、高潮等による災害の発生の防止②河川の適正利用と流水の正常な機能の維持③河川環境の整備と保全に関する現状の課題を解決するための対策をとりまとめ、概ね30年で取り組む具体的内容を示す〔信濃川水系河川整備計画〕の策定作業を進めています。

「信濃川水系河川整備計画（原案）」を作成したので、皆様から広く意見を頂くため、以下の意見募集要領によりご意見を募集するとともに住民懇談会を開催します。

なお、北陸地方整備局ではいただいたご意見を十分に検討したうえで、「信濃川水系河川整備計画（案）」を作成させていただきます。

## 意見募集要領

## 1. 意見募集対象

「信濃川水系河川整備計画（原案）」

## 2. 意見募集期間

平成25年5月7日（火）～平成25年6月7日（金）

（郵送の場合は当日消印まで有効）

## 3. 応募方法

ご意見は、下記①から③をご記入いただいたものを郵送、インターネット、FAXのいずれかの方法で、下記4. までご応募ください。

①年齢（10代、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上）

②お住まい地域（都道府県・市区町村）

③ご意見

「信濃川水系河川整備計画（原案）」のご意見をご応募の際は、該当する頁・章・節・項を記載頂き、その上でご意見について記載してください。

※記入例

（原案の該当箇所）

○頁○章○節○項 安全なかわづくりにあたっては・・・・・・・・・・すべき

○頁○章○節○項 川の水質について・・・・・・・・・・と思う

○頁○章○節○項 動植物の保全について・・・・・・・・・・すべき

○頁○章○節○項 ・・・・・・・・・・についての意見は・・・・・・・・・・である

## 4. 応募先

○ハガキの場合

「信濃川水系河川整備計画（原案）」に関する意見募集パンフレット」付属の専用ハガキに、3. 応募方法の①～③をご記入の上、投函して下さい。（参考資料参照）。パンフレットは、5月7日より、下記「6. 信濃川水系河川整備計画原案の閲覧場所」に設置してあるほか、沿川の市（区）役所、町村役場に設置しております。なお、官製ハガキを使用する場合は、上記事項を記入の上、下記宛先に郵送して下さい。

《宛先》

〒940-8790

日本郵便株式会社 長岡郵便局 私書箱第70号  
信濃川水系河川整備計画ご意見係行

○インターネットの場合

「3. 応募方法の①～③」を下記URLのフォームにご記入の上、お送りください。

原案の該当箇所（頁・章・節・項）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

《ホームページアドレス》

<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/iken/>

○FAXの場合

「3. 応募方法の①～③」をご記入の上、下記FAX番号までお送りください。

原案の該当箇所（頁・章・節・項）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

《FAX番号（フリーダイヤル）》

0120-108256

（信濃川水系河川整備計画ご意見係 宛）

5. 注意事項

- ①いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村、年代）を公表する場合があります。
- ②意見の応募は平成25年6月7日（金）必着とし、期限までに到着しなかったものは無効とします。
- ③その他、応募に必要な事項の全てが含まれていないもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

①インターネットからの資料入手

国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所ホームページの「信濃川水系河川整備計画」をご覧ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/plan/>

②資料の入手等の場所

「信濃川水系河川整備計画（原案）に関する意見募集パンフレット」は、5月7日より、下記箇所の閲覧場所に設置してあるほか、沿川の市（区）役所、町村役場に設置しております。（閲覧時間：土日祝日を除く8：30～17：15）

閲覧場所	所在地	電話番号
千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村74番地	026-227-9434
長野出張所	長野市松岡2丁目1番26号	026-221-4882
戸倉出張所	千曲市大字戸倉字芝宮2222	026-275-0133
中野出張所	中野市大字西条字吉原562	0269-22-2729
松本出張所	松本市島内1666番1126	0263-47-2199
信濃川河川事務所	長岡市信濃1丁目5番30号	0258-32-3243
大河津出張所	燕市大川津	0256-97-2121
長岡出張所	長岡市信濃2丁目10番25号	0258-32-4426
越路出張所	長岡市来迎寺甲2036	0258-92-2158
十日町出張所	十日町市下川原町16番地	025-752-2180
堀之内出張所	魚沼市与五郎新田4-1	025-794-2064
妙見堰管理支所	長岡市妙見町29番地	0258-23-1636
信濃川下流河川事務所	新潟市中央区文京町14-13	025-266-7319
三条出張所	三条市北入蔵1-4-23	0256-38-6767
関屋出張所	新潟市西区関屋1827-39	025-267-6857
大町ダム管理所	大町市平字ナ口ヲ大クボ2112-71	0261-22-4511
三国川ダム管理所	南魚沼市清水瀬686-59	025-774-3015

<応募手続等に関する問い合わせ>

受付時間：土日祝日を除く 8：30～17：15

国土交通省北陸地方整備局

○河川部河川計画課

〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

TEL：025-280-8958（河川計画課直通）

○千曲川河川事務所

〒380-0903

長野市鶴賀字峰村74番地

TEL：026-227-9434（調査課直通）

○信濃川河川事務所

〒940-0098

長岡市信濃1-5-30

TEL：025-32-3243（調査課直通）

○信濃川下流河川事務所

〒951-8153

新潟市中央区文京町14-13

TEL：025-266-7319（調査設計課直通）

# 住民懇談会の開催について

皆様から広くご意見をお聴きするため、以下の会場で住民懇談会を開催します。

- ・事前の申込みは不要です。
- ・各会場とも50席程度の席をご用意しておりますが、来場者多数の場合は入場制限を行う場合がありますので、予めご了承ください。

## 《上流に関する住民懇談会（千曲川河川事務所及び大町ダム管理所管理区間）》

- 松本会場 ・ 5月21日（火） 18：30～
  - ・あずさ会館 大会議室（松本市大字島内1666-777）
- 上田会場 ・ 5月22日（水） 18：30～
  - ・中央公民館 第1会議室（上田市材木町1-2-3）
- 長野会場 ・ 5月23日（木） 18：30～
  - ・長野県教育会館 5階中会議室（長野市旭町1098）
- 飯山会場 ・ 5月24日（金） 18：30～
  - ・飯山市公民館 206教室（飯山市大字飯山1436-1）

## 《中流に関する住民懇談会（信濃川河川事務所及び三国川ダム管理所管理区間）》

- 長岡会場 ・ 5月20日（月） 18：30～
  - ・まちなかキャンパス 301会議室（長岡市大手通2-6）
- 十日町会場 ・ 5月21日（火） 18：30～
  - ・クロス10 3階レセプションホール（十日町市本町6）
- 小千谷会場 ・ 5月22日（水） 18：30～
  - ・総合産業会館サンプラザ 3階大ホール（小千谷市城内1-8-25）
- 魚沼会場 ・ 5月23日（木） 18：30～
  - ・小出郷福祉センター 第一研修室（魚沼市井口新田267）
- 燕会場 ・ 5月24日（金） 18：30～
  - ・信濃川河川事務所大河津出張所 1階会議室（燕市大川津）

## 《下流に関する住民懇談会（信濃川下流河川事務所管理区間）》

- 新潟会場 ・ 5月11日（土） 9：30～
  - ・クロスパルにいがた4階403・404講座室（新潟市中央区磯町通3ノ町2086）
- 三条会場 ・ 5月16日（木） 18：30～
  - ・燕三条地場産業振興センター別館リサーチコア 6階研修室3・4（三条市須頃1-17）

「信濃川水系河川整備計画（原案）に関する意見募集パンフレット」（表紙）

**信濃川水系河川整備計画（原案）に関する意見募集**

北アルプスからの清流を涵え、豊かな大地の礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり

本パンフレットは、広く意見を募集することを目的に「信濃川水系河川整備計画（原案）」の概要を示したものです。原案全文は裏面記載の閲覧場所やホームページでご覧いただけます。

国土交通省 北陸地方整備局

地域のみならず、学識経験者、関係自治体の意見をお聞きしながら河川整備計画の策定を進めています。

募集期間：土日祝日を除く 6:30～17:15

インターネットによる意見募集  
信濃川水系河川整備計画（原案）本文については、下記のHPでも見ることができます。  
国土交通省北陸地方整備局 HP  
http://www.hrr.mlit.go.jp/shinaga/shinano-plan/

平成25年6月7日（金）

●意見募集方法● ①ハガキ ②インターネット ③FAX の3種類です。

**① ハガキによる意見募集**  
本ページのハガキにて意見と必要事項をご記入の上、切手を貼らずに投函してください。  
なお、管轄ハガキに必要な事項をご記入の上、下記郵便局に郵付してください。

**② インターネットによる意見募集**  
年齢・お住まいの意見をご記入のURLのフォームにて記入の上、お送りください。  
なお、管轄ハガキに必要な事項をご記入の上、下記URLにて郵付してください。

**③ FAXによる意見募集**  
年齢・お住まいの意見をご記入の上、下記FAX番号までお送りください。  
なお、管轄ハガキに必要な事項をご記入の上、下記FAX番号までお送りください。

●問い合わせ先●  
河川整備についてのご意見、お問い合わせは下記まで  
受付時間：土日祝日を除く 6:30～17:15  
国土交通省 北陸地方整備局  
●河川部河川計画課 T953-4801  
新潟中央支庁河川課 T426-227-9434(調査課直通)  
T425-240-9554(河川計画課直通)  
●千曲川河川事務所 T340-0903  
長野市河川事務所 T426-227-9434(調査課直通)  
●信濃川河川事務所 T953-4258  
長野市河川事務所 T425-324-3243(調査課直通)  
●信濃川下流河川事務所 T953-1153  
新潟中央支庁河川課 T425-2667-3(河川設計課直通)

郵便はがき  
〒940-8790  
日本郵便株式会社 長岡郵便局 私信箱第70号  
信濃川水系河川整備計画ご意見係行  
〒940-8790

〒 10代-20代-30代-40代-50代-60代-70歳以上  
お住まいの地域 県 市町村

ご意見応募専用ハガキ部分（切り取って投函して下さい）

（中面）

**第1章 河川整備計画の基本的な考え方**

**第1節 計画の主旨**

○「信濃川水系河川整備計画（国土交通大臣管理区間）」（以下、本計画）は、平成20年6月に策定された「信濃川水系河川整備基本方針」に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的な事項を示す法定計画です。

○本計画に基づき、洪水氾濫等による被害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

○信濃川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

**第2節 計画対象区間**

○本計画の対象区間は、信濃川水系における国土交通省の管理区間（大臣管理区間）を対象とします。なお、本川と一体となって整備が必要な支川の合流点流域については、支川管理者とその範囲等について別途協議します。

※本計画においては、以下の区間内の大臣管理区間について、河川法上の名称とは異なりますが、信濃川水系の上遊部・中流部・下流部として区分します。

■上流部：長野県内の千曲川流域  
■中流部：新潟・長野県境から大河津分水嶺までの流域  
■下流部：大河津分水嶺から下流の流域

**第3節 計画対象期間**

○本計画の計画対象期間は、計画策定日より概ね30年間とします。

○本計画は現時点での社会経済状況、自然環境状況、河川状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化、新たな知見、技術が得られた場合には、必要に応じて調査、見直しを行います。

**第7項 人と河川のかかわりの構築**  
**第8項 河川空間の適正な利用の促進**

●河川に関する歴史・文化の伝承  
○NPO等の関係機関と連携を図りながら、幅広い活動を通じて、河川の歴史、文化を伝承していくとともに、水質の改善等、先人の知恵の継承とつた、防災文化の育成に向けた取り組みを支援します。

○「日本一の大川信濃川」の魅力、特きや生活と信濃川の関わり等について、理解を深められるような取り組みを、「信濃川大河津資料館」等の施設活用して行うとともに、情報発信についても努めます。

●環境学習への支援  
○子供たちが川を身近に感じ、河川環境や治水の歴史、水と生活との関わりを学び、川に対する理解を深められるよう、学校の教育活動に対する様々な支援を行います。

●適正な利用の促進  
○河川区域は、釣りやスポーツ等の各種利用があり、今後も、河川空間の適正な利用を促進するため、河川空間の共有にあたっては、関係自治体の意見を聞いた上で許可を行います。また、河川を利用した地域活性化への取り組み等についても、関係自治体等の意見を聞きながら支援していきます。

●不法行為に対する監督・指導  
○河川敷において治水の確保に支障の恐れのある不法な占有・利用等について適正な監督・指導を行います。

●不法投棄対策  
○大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民やNPO等と連携し、協働した河川管理を実施します。

●不法係留船対策  
○下流部における不法係留船や不法係留施設について、関係地方公共団体、地域住民等と連携して既存マリーナへの誘導、行政執行による強制撤去等の対策を推進し、秩序ある水質利用を図ります。

●信濃川水系河川整備計画（原案）についてのご意見  
本計画は本パンフレットの閲覧場所（頁・章・節・項）をご記入の上、ご意見をください。